

【イラクにおける投資法適用時のインセンティブ】

- **10年間の公租公課の免除：** 投資許可を得た事業は、営業開始から10年間、公租公課の免除を受けることができる。イラク人投資家の事業持分が50%を超えた場合は、免除年数を最大15年間まで引き上げることができる。
- **事業用資産・資材の関税免除：** 投資事業用に輸入される資産は、投資許可から3年以内にイラクに輸入されることを条件として、関税を免除される。
- **資本・収入の国外持ち出しの自由：** 投資家はイラクに持ち込んだ資本・収入を、すべての租税と債務を支払った後、交換可能な通貨にて持ち出すことができる。
- **土地の賃貸借：** 投資事業の期間中、事業に必要な土地の賃貸借ができる(50年以内)。
- **外国人雇用の許可：** 投資家は、十分な事業遂行能力を持つイラク人の雇用が適わない場合は、イラク人以外の労働者を雇用することができる。
- **イラク国内居住権と出入国の便宜：** 外国人投資家及び投資事業で働く外国人に対し、イラク国内の居住権を認め、イラクの出入国便宜が図られる。
- **住宅事業の土地取得認可：** 住宅事業を目的とする場合、投資委員会が定める条件に従い、土地を購入することができる。ただし住宅は事業完了後にイラク人に割り当てられる。